

奈良県告示第三百五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年二月二十一日

奈良県知事 山下 真

| | | | | |
|-----------------------|-----------|-------------------------|-----------|--|
| 土砂災害警戒区域 | | 土砂災害特別警戒区域 | | 縦覧場所 |
| 区域の名称 | 区域 | 区域の名称 | 区域 | |
| 平群町信貴畑（〇〇八）急傾斜地崩壊警戒区域 | 次の平面図のとおり | 平群町信貴畑（〇〇八）急傾斜地崩壊特別警戒区域 | 次の平面図のとおり | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）第四条に規定する衝撃に関する事項 |
| | | | 次の平面図のとおり | |
| | | | | 奈良県郡山土木事務所及び平群町役場総務防災課 |

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。